

新居浜市行政評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、市民の視点に立った成果を市政に反映させ、市民への説明を行うとともに、新居浜市長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）を効果的かつ効率的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 施策及び事務事業について成果指標等を用いて評価することをいう。
- (2) 施策 長期総合計画に位置付けられた基本構想の目的を実現するための行政活動で、長期総合計画のまちづくりごとの施策をいう。
- (3) 事務事業 長期総合計画の基本計画の目的を実現するために実施する具体的な個々の行政活動で、長期総合計画の事務事業をいう。
- (4) 実施機関 市長部局、消防本部、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、議会事務局及び新居浜港務局をいう。

(基本方針)

第3条 実施機関は、行政評価を行うに当たっては、市政の透明性及びまちづくりの進捗を確保する観点から、施策等の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に行うものとする。

- 2 実施機関は、行政評価の趣旨を十分認識するとともに、長期総合計画の体系及び相互に補完する計画を踏まえて、成果を重視した視点に立った行政経営に努めるものとする。
- 3 実施機関は、行政評価に関する情報を隨時公表し、行政活動に対する市民への説明を行うとともに、市民の意見が市政に反映されやすい環境づくりに努めるものとする。

(行政評価の対象)

第4条 行政評価のうち次条に規定する評価の対象は、市長が別に定めるものとする。

(行政評価の種類)

第5条 行政評価の種類は、施策評価及び事務事業評価とする。

- 2 施策評価は、全ての施策について、現状分析、課題の確認及び達成度を評価する。
- 3 事務事業評価は、予算編成前及び事務事業終了後、前条の規定により事後

評価の対象とされた事務事業について、実施状況及び達成度を評価する。

(行政評価の手法)

第6条 行政評価は、実施機関が行うもの（以下「自己評価」という。）、外部委員会（新居浜市行政評価委員会設置要綱（以下「委員会設置要綱」という）第2条第1項に規定する外部評価委員会をいう。）が行う評価（以下「外部評価」という。）及び経営戦略会議（委員会設置要綱第2条第1項に規定する新居浜市経営戦略会議をいう。以下同じ。）が行う評価（以下「最終評価」という。）とする。

(自己評価)

第7条 自己評価は、施策を所管する部局及び課所室が自ら行う施策評価及び事務事業を所管する課所室が自ら行う事務事業評価とする。

(外部評価)

第8条 外部評価は、前条に規定する評価の客觀性を保ち、評価結果の精度を高めるため、施策評価結果及び事務事業評価結果等に関する事項について評価を行う。

(最終評価)

第9条 最終評価は、第7条に規定する評価及び前条に規定する外部評価に基づき、経営戦略会議が行う総合的な行政評価とする。

(評価表の作成)

第10条 実施機関は、自己評価を行うときは、施策及び事務事業の概要その他必要な事項を記載した評価表を作成しなければならない。

(評価結果の公表)

第11条 市長は、経営戦略会議で得られた最終評価の結果及び当該結果が反映された予算について、市民にわかりやすい形でホームページ及び市政だよりに掲載し、公表するものとする。

(市民意見の行政評価への反映)

第12条 実施機関は、市民から行政評価の結果その他行政評価に関する事項について、意見があったときは、その意見を当該行政評価へ適切に反映するものとする。

(結果の活用)

第13条 実施機関は、行政評価の結果を予算、人事管理等の政策等の策定及び実施に活用するものとする。

(推進のための体制整備等)

第14条 市長は、事務事業の成果の把握の手法その他行政評価の方法に関する調査及び研究をするための体制を整備するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

(新居浜市行政評価実施要綱の廃止)

2 新居浜市行政評価実施要綱（平成15年要綱第73号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。